

宇部市水道局債権管理条例施行規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第十六号

(趣旨)

第一条 この規程は、宇部市債権管理条例（平成二十六年条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(債権管理簿への記載)

第二条 債権の発生及び管理に關する事務を掌理する課等の長（以下「債権管理者」という。）は、債権（債権金額が確定していない債権を除く。）が発生し、又は水道局に帰属した場合、速やかに次の各号に掲げる事項を調査・確認の上、条例第五条で定める債権管理簿（様式第一号）に、当該確認に係る事項を記載するものとする。当該確認に係る事項について変更があったときも、また同様とする。

- 一 債務者の住所及び氏名又は名称
- 二 債権金額
- 三 履行期限
- 四 債権の発生原因
- 五 債権の発生年度
- 六 債権の種類
- 七 利率その他利息に關する事項
- 八 延滞金に關する事項
- 九 債権者の資産又は、業務の状況に關する事項
- 十 担保（保証人の補償を含む。以下同じ。）に關する事項
- 十一 解除条件
- 十二 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、債権の種類によりやむを得ないと認める場合においては、一部を省略し、必要がある場合は別の帳票等により管理することができる。

3 電算処理によるものは、その一覧表をもって債権管理簿に代えることができる。

(債権管理計画等)

第三条 条例第六条の債権管理計画は、一定の計画期間を定めるものとし、これを定期的に見直すものとする。

2 管理者は、債権管理計画に基づき、毎年度、徴収計画を策定するものとする。

3 管理者は、債権管理計画及び徴収計画を策定し、又は見直したときは、これを公表するものとする。

(債権の放棄の手續き)

第4条 管理者は、条例第十五条の規定により債権の放棄をしようとするときは、債権管理者が作成した債権放棄検討調査書（様式第二号）及び債権放棄調査書（様式第三号）により当該債権の放棄を決定するものとする。

2 債権管理者は、前項に規定する債権の放棄をしようとするときは、あらかじめ債権放

棄に係る事前協議書（様式第四号）を財務課長に提出して協議を行うものとする。

3 財務課長は、前項の債権放棄に係る事前協議書が提出されたときは、当該債権が条例第十五条各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、債権放棄に係る事前協議回答書（様式第五号）に当該債権の放棄の適否に関する意見を付して債権管理者に通知するものとする。

4 管理者は、第一項の規定により債権の放棄を決定したときは、放棄する金額、放棄の日付、放棄の事由その他必要な事項を記載した書面を当該債務者に送付するものとする。  
（相当の期間）

第五条 条例第十五条第四号及び第五号の相当の期間は、三年以上とする。

（議会への報告）

第六条 条例第十六条の規定による議会への報告は、債権の放棄を行った年度の決算をその認定に付する議会において行うものとする。

2 前項の議会への報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 放棄した債権の名称
- 二 放棄した債権の発生年度、件数及び金額
- 三 放棄の根拠となる条項
- 四 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項  
（その他）

第七条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（宇部市上下水道局債権管理条例施行規程の廃止）

2 宇部市上下水道局債権管理条例施行規程（平成二十七年管理規程第一号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局債権管理条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。



様式第2号(第4条関係)

債権放棄検討調査書

部等名		課等名		作成日	年 月 日
-----	--	-----	--	-----	-------

債 権 の 概 要	債権の名称					<input type="checkbox"/> 非強制 <input type="checkbox"/> 私債権(時効期間 年)
	対象債権	債権額	円( 年度～ 年度)			
		概要				
	債務者	住所(所在地)				
		氏名(名称)		生年月日	年 月 日	
	保証人	住所				
		<input type="checkbox"/> 単純 <input type="checkbox"/> 連帯 氏名		生年月日	年 月 日	
物的担保						
生活又は事業の状況等						
債権管理の状況 (事務手続等の状況)						
交渉経過等 (債務者又は保証人との交渉経過)						
調 査 事 項	住 所	住民票		戸 籍		
		現地調査				
	財産調査	不動産				
		動 産				
	その他債権等					
その他調査						
関係資料						
特記事項						

判 定	適用規定	<input type="checkbox"/> 1号(消滅時効)	<input type="checkbox"/> 2号(限定承認)	<input type="checkbox"/> 3号(破産等)
	理由	<input type="checkbox"/> 4号(徴収停止後)	<input type="checkbox"/> 5号(生活困窮)	

※項目を選択する場合には、□に「レ」を付してください。

様式第3号(第4条関係)

債権放棄調書

部等名		課等名		作成日	年 月 日
-----	--	-----	--	-----	-------

債務者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
債権の名称							
債権の金額			円	〔内 督促料手数料 延滞金〕		円 円	
適用条項			宇部市債権管理条例第15条 第 号				
放棄を する 債権 の内 訳	調定年度	月 (期)	納期限	金額(円)	督促手 数料(円)	延滞金 (円)	合計(円)

特記事項	
------	--

※ 債務者が法人の場合は、代表者氏名も併せて記載してください。

財務課長 様

(債権管理者)

担当者の職・氏名  
電話番号(内線)

### 債権放棄に係る事前協議書

このことについて、宇部市水道局債権管理条例施行規程第4条第2項の規定により債権の放棄を協議したいので、下記のとおり提出します。

記

- 1 債権の名称 \_\_\_\_\_
- 2 債務者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- 3 放棄予定日 年 月 日
- 4 添付書類 (1) 債権放棄検討調査書(様式第2号)  
(2) 債権管理簿  
(3) その他関係資料
- 5 特記事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※1 複数の債務者について、同時に債権放棄する場合は、債務者氏名欄に「ほか〇件」と記載してください。  
※2 協議にあたっては、内容について聴取を行います。  
※3 その他関係資料については、内容に応じて別途提出をお願いする場合があります。

年 月 日

(債権管理者) 様

財務課長

### 債権放棄に係る事前協議回答書

年 月 日付けで事前協議がありました債権放棄について、下記のとおり回答  
します。

#### 記

- 1 債権の名称 \_\_\_\_\_
- 2 債務者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- 3 放棄予定日 年 月 日
- 4 放棄の適否  適  
 否  
(その理由)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 5 特記事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 項目を選択する場合には、□に「レ」を付してください。